



全和登発第791号  
令和3年8月12日

公益社団法人日本獣医師会長 様

公益社団法人全国和牛登録協会  
会長理事 向井 文雄



### 子牛登記取扱方法の改正について

平素より、本会の事業運営に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、和牛遺伝資源の流通管理に関して、令和2年10月に家畜改良増殖法の一部を改正する法律及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律が施行されたことを受けて、登録事業においても和牛遺伝資源の適正な流通管理への対応が求められています。

このことから、登記申請牛の人工授精時の授精証明書・精液ラベル及び受精卵移植時の移植証明書と受精卵証明書の取り扱いと、受精卵生産時の人工授精に関する授精証明書の保管と提出について、改めて子牛登記取扱方法で規定いたしましたので、御連絡申し上げます。

つきましては、貴管下の会員並びに関係団体へ周知いただきたく改めてお願い申し上げます。

### 記

- 1) 子牛登記取扱方法の改正について
  - ・子牛登記取扱方法
  - ・子牛登記取扱方法（新旧対照表）

- 2) 施行時期  
令和3年7月1日より

